

御中

一般社団法人日本飼料用米振興協会 賛助会員登録のお願い

20 年 月 日
一般社団法人 日本飼料用米振興協会
理事長 海老澤 恵子



東京都中野区弥生町 1-17-3
〒164-0013
TEL/FAX 03-3373-8119

謹啓 時下、ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

さて、20 年 月 日（ ）に開催しました定時社員総会におきまして、昨年度活動および新年度の次号計画・予算を審議検定しました。

社員総会の議案書及び議事録をお送りいたします。併せまして、賛助会員登録申込書をお送りします。ご記入のほどお願い申し上げます。

謹白

一般社団法人 日本飼料用米振興協会 理事会（2024年 定時社員総会 選出）

理事長（代表理事）	海老澤恵子	中野区消費者団体連絡会 副会長
副理事長	村上彰一	生活クラブ事業連合生活協同組合連合会 会長／2025年選出
理事・事務局長	若狭良治	NPO 未来舎 副理事長
理事	鈴木 平	木徳神領株式会社 執行役員 飼料部長
理事	信岡誠治	学識経験者 東京農業大学農学部畜産学科畜産マネジメント研究室元教授
理事	阿部健太郎	昭和産業株式会社 執行役員・フィード事業部長
監事	加藤洋子	中野区消費者団体連絡会 会員

記

1. 社員登録申請規定
2. 社員登録申込書
3. 社員年間会費および加入金の要請（請求書）
4. 設立趣意書および法人の基本事業課題（中期事業計画）
5. 定款

定款変更履歴

定款認証	平成26年 3月25日	公証役場新宿で認証
定款登記	平成26年 4月 1日	東京法務局八王子支局に登記申請、受理
定款変更登記	平成26年10月16日	定款変更 主たる事務所の変更
定款変更登記	平成27年 5月25日	定款変更 理事会設置に変更
定款変更登記	平成28年 5月23日	定款変更 正式社員登録承認を社員総会から理事会に、 賛助会員登録承認を理事会から代表理事に変更

6. 事業計画

以上

一般社団法人 日本飼料用米振興協会 社員資格取得規程

本規定は、一般社団法人 日本飼料用米振興協会の登録社員および協賛会員となるにあたって必要な要件を定めるものです。当振興協会の定款、第2章「社員」に基づきます。

耕畜消連携の更なる発展を期して個人、団体が幅広く参加できる開かれた組織運営を実行します。

正会員は、社員名簿に登録し、社員総会に出席し、審議決定する権限を有する。

賛助会員は、産会員名簿に登録し、社員総会に出席でき、意見を述べるができるが、審議決定の権限は有しない。

I. 正会員を申請する場合

年間会費は、個人2,000円、消費者団体5,000円、事業団体100,000円とします。

加入金は、初年度のみ、個人1,000円、消費者団体2,500円、事業団体50,000円とします。

II. 賛助会員を申請する場合

年間会費は、個人1,000円、消費者団体2,000円、事業団体30,000円とします。

加入金は不要です。

以上

現行定款 第2章

(種類)

第5条 当法人の会員は、次の2種とし、正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「一般法人法」という）上の社員とする。

(1) 正会員 当法人の目的に賛同して入会した団体または個人

(2) 賛助会員 当法人の事業を賛助するため入会した個人又は団体

(入会)

第6条 正会員として入会しようとする者は、別に定める入会申込書により申し込み、理事会の承認を受けなければならない。その承認があったときに正会員となる。

2 賛助会員として入会しようとする者は、別に定める入会申込書により申し込み、代表理事の承認を受けなければならない。その承認があったときに賛助会員となる。

(経費等の負担)

第7条 正会員は、社員総会において別に定める会費を納入しなければならない。

2 賛助会員は、社員総会において別に定める賛助会費を納入しなければならない。

2. 社員および賛助会員登録申込書

一般社団法人 日本飼料用米振興協会 御中

記入年月日 2016 年 月 日

区分（該当する項目を○で囲んでください。）			
正会員	個人	消費者団体	事業団体、組織
賛助会員			

登録申請 組織名称			
登録住所	〒		

連絡実務担当 所属名称			
登録住所	〒		
実務担当者 氏名	役職名		
	氏名	印 自筆時不要	
登録連絡先	メール アドレス		
	スマホ TEL	() - () - ()	
	TEL	() - () - ()	
	FAX		
会費	入会金	円	
	年間会費	円	

注) 入会金および年間会費については、
「一般社団法人 日本飼料用米振興協会 社員資格取得規定」による。
賛助会員は入会金が不要です。

御中

請 求 書

金 円也

消費税は含みません（不要です）

但し、一般社団法人 日本飼料用米振興協会の年間会費および入会金（正会員）
一般社団法人 日本飼料用米振興協会の年間会費（賛助会員）

年間会費	円
入 会 金	円
合 計	円

上記の通りご請求申し上げます。

なお、振り込み費用のご負担をお願いいたします。

また、本費用は、会費ですので、消費税はかかりません。

振込期限は、請求後1か月以内。下記金融機関にお振込みください。

振込銀行：三菱東京UFJ銀行（0005） 八王子支店（支店番号：367）

普通預金 口座番号 0454922

口座名義 一般社団法人 日本飼料用米振興協会 代表理事 海老澤恵子
イッパンシャダンハウジン ニホンシリョウヨウマイシンコウキョウカイ
ダイヒョウリジ エビスワケイコ

20 年（令和 年） 月 日

一般社団法人 日本飼料用米振興協会
東京都中野区弥生町1-17-3

TEL 03 - 3373 - 8119



超多収穫米普及連絡会の一般社団法人格取得に向けた設立趣意書および基本事業課題

2013年4月20日

超多収穫米普及連絡会

設立趣意書

2009年10月に超多収飼料米普及連絡会準備会から発展発足した「超多収穫米普及連絡会」の活動の原点は2007年～08年の世界的な異常気象と早魃下でエタノール需要や新興国での飼料穀物需要の高まりを背景に投機資本の参入による飼料穀物の大暴騰に直面した畜産生産者の危機に連帯する活動でした。

史上稀な畜産危機打開を模索する学習会と農林水産省への要請行動や討論集会を経て共有したのが超多収飼料米の遊休水田での生産拡大を徹底追求していく行動でした。

以後、生活クラブ生協事業連合会、日本鶏卵生産者協会、日本草地畜産種子協会との連携及び東京農業大学畜産マネジメント研究会の教示を受け、飼料米を活かす日本型循環畜産推進交流集会の東京と関西での4回開催や様々な視察・見学・学習活動の蓄積の結果、耕畜連携による飼料米生産を消費者が支援して普及が推進される耕畜連携による飼料米の生産・普及活動に発展して全国の地域生協ではほぼ7割が飼料米生産支援と普及活動を推進していく広がり貢献できた認識しています。

勿論、農林水産省が2009年から本格実施した戸別所得補償制度を活用して広がったのですが、超多収飼料米の低経費での生産と流通を促進できる戸別所得補償制度の法制化を実現させる行動がこれまでの活動の到達から展望して共有できたのが2013年3月23日の「飼料米普及推進交流集会」でした。

戸別所得補償制度に収量当助成制度の導入を実現し、超多収飼料米の保管と流通を主食米と切り離して大幅な低経費で実施できる制度を確立させるには粘り強い持続的な活動の広がりが不可欠となります。

その根本目標の達成に向けて継続的な行動を実行していく上で超多収穫米普及連絡会の一般社団法人格の取得が不可欠と認識し行動に至りました。

法人の事業基本課題

一般社団法人 日本飼料用米振興協会は、次の事業課題を実現することを目的とする。

本事業課題に応じて年度の具体的な事業課題を理事会が提案し、社員総会（定時、臨時）で決定する。

一般社団法人 日本飼料用米振興協会の基本事業課題

1. 飼料用米に関する情報発信

① ホームページによる情報発信：

- ・ 飼料用米の生産、栽培技術、専用品種、助成金、検査等の情報
- ・ 飼料用米の給餌による畜産生産に関わる情報

② 交流集会の開催による情報発信：

- ・ 消費者、農業生産者(耕種・畜産)、行政、流通業者、消費者組織、生活協同組合、による情報交換会の開催
- ・ 飼料用米普及推進交流集会の開催(2014年12月～2015年3月の間に開催)
- ・ 各種セミナー(検査、飼料用米栽培技術、畜産生産技術等)の開催

2. 飼料用米及び国内産飼料作物等に関する政策提言

3. 飼料用米育ち畜産酪農品の消費拡大活動

→ 特に量販店や外食への普及

4. 大学等の研究機関による飼料用米の肥培管理などの研究成果に基づく飼料用米の低経費生産を軸とする循環型畜産を普及、定着させる活動

中期活動計画

目 標

- 1) 飼料用米生産及び給餌の本格的な拡大と定着
- 2) 飼料用米を給与した畜産物の一般消費者への普及と定着
- 3) 食料自給率と飼料自給率の向上

事業計画

1) 飼料用米生産の本格的な拡大と定着

① 調査事業等

飼料用米生産と保管・流通の実態把握とコスト低減策の提案
多収飼料用米専用品種の実態把握と普及定着の推進
飼料用米の生産、栽培技術、専用品種、助成金、検査等の実態調査
飼料用米の給餌による畜産生産技術に関わる情報

② 飼料用米検査制度の実態把握と課題整理

2) 飼料用米を給与した畜産物の一般消費者への普及と定着

① 情報広報活動の推進

飼料用米普及へ向けての経験交流、意見交換討論集会の開催
第1回 全国飼料用米普及推進交流集会の開催（2015年3月20日）
（通算第8回 飼料用米を活かす日本型循環畜産推進交流集会）
先進事例の見学会、セミナーの開催

② 耕畜連携による循環型畜産の構築

畜糞堆肥の有効活用、食物残渣の利用・エコフィードの調査と普及

3) 食料自給率と飼料自給率の向上

① 循環型畜産を普及、定着させる活動

大学、研究機関等による飼料用米の肥培管理、給餌方法などの
研究成果の活用
飼料用米の低経費生産の実践事例の把握と分析

② 農政に対する提言の推進

飼料用米の普及定着に向けた関係機関への提言
飼料用米交付金制度の継続と運用改善への提言

③ 消費者、生産者、配合飼料メーカー、流通業者、関連事業界及び

行政への情報発信
飼料用米給与畜産物の消費拡大PR活動の推進
マスコミ媒体の積極的な活用
ホームページを活用したリアルタイムな情報発信

一般社団法人 日本飼料用米振興協会 定款

第1章 総 則

(名称)

第1条 当法人は、一般社団法人 日本飼料用米振興協会と称し、英語表記は“Japan Feed Rice Association” [略称 JFRA または J-FRA] (ジャフラ) とする。

(主たる事務所)

第2条 当法人は、主たる事務所を東京都中野区におく。

(目的)

第3条 当法人は、飼料用米、超多収穫米、日本型循環畜産、耕畜連携農業の普及推進と食料自給率の向上を目指し、そのために、飼料用米・超多収穫米の生産・流通・消費およびエコフィード等に関わる国内外での必要な研究活動および振興事業を行うことを目的とし、その目的に資するために、次の事業を行う。

- 1) 飼料用米・超多収穫米の品質・規格・供給インフラの適正化のための研究交流
- 2) 飼料用米・超多収穫米に関わる規制緩和・普及促進への働きかけ
- 3) 飼料用米・超多収穫米の普及のための振興啓発活動（国内および国際での普及交流集会、技術・学術交流シンポジウム、広報活動等）
- 4) エコフィード（食品残渣発酵飼料）普及に関わる研究と利用振興活動
- 5) 前各号に掲げる事業に附帯又は関連する研究振興活動と事業

(公告)

第4条 当法人の公告は、電子公告による。やむを得ない事由により、電子公告によることができない場合は、官報に掲載する方法による。

第2章 社 員

(種類)

第5条 当法人の会員は、次の2種とし、正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「一般法人法」という）上の社員とする。

- (1) 正会員 当法人の目的に賛同して入会した団体または個人
- (2) 賛助会員 当法人の事業を賛助するため入会した個人又は団体

(入会)

第6条 正会員として入会しようとする者は、理事会が別に定める入会申込書により申し込み、理事会の承認を受けなければならない。その承認があったときに正会員となる。

2 賛助会員として入会しようとする者は、理事会が別に定める入会申込書により申し込み、代表理事の承認を受けなければならない。その承認があったときに賛助会員となる。

(経費等の負担)

第7条 正会員は、社員総会において別に定める会費を納入しなければならない。

2 賛助会員は、社員総会において別に定める賛助会費を納入しなければならない。

(任意退会)

第8条 会員は、理事会において別に定める退会届を提出することにより、任意に何時でも退会することができる。ただし、正会員の退会届は退会の3ヶ月前に提出しなければならない。

(除名)

第9条 会員が次のいずれかに該当するに至ったときは、第17第2項に定める社員総会の特別決議によって当該会員を除名することができる。

- (1) この定款その他の規則に違反したとき。
- (2) 当法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。
- (3) その他の除名すべき正当な事由があるとき。
- (4) 当該社員は、異議があるときは書面を社員総会に提出することができ、総会の了解を得て発言することができる。

(会員資格の喪失)

第10条 前2条の場合のほか、会員は、次のいずれかに該当するに至った時は、その資格を喪失する。

- (1) 総正会員が同意したとき。
- (2) 当該会員が解散し、又は死亡したとき。

(会員資格喪失に伴う権利及び義務)

第11条 会員が前2条の規定によりその資格を喪失したときは、当法人に対する会員としての権利を失い、義務を免れる。正会員については、一般法人法上の社員としての地位を失う。ただし、未履行の義務は、これを免れることはできない。

2 当法人は、会員がその資格を喪失しても、既納の入会金、会費その他の拠出金品は、これを返還しない。

第3章 社員総会

(種類)

第12条 当法人の社員総会は、定時社員総会及び臨時社員総会の2種類とする。

(構成と議決権)

第13条 社員総会は、正会員をもって構成する。

2 社員総会における議決権は、正会員1名につき1個とする。

(開催)

第14条 定時社員総会は、毎年1回、毎事業年度終了後3か月以内に開催し、臨時社員総会は、必要がある場合に開催する。

(招集)

第15条 社員総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき代表理事が招集する。ただし、正会員の全員の同意がある場合には、書面又は電磁的方法による議決権の行使を認める場合を除き、その招集手続を省略することができる。

(議長)

第16条 社員総会の議長は、代表理事がこれに当たる。理事長に事故等による支障があるときは、その社員総会において、出席した正会員の中から議長を選出する。

(決議)

第17条 社員総会の決議は、法令又はこの定款に別段の定めがある場合を除き、総正会員の議決権の過半数を有する正会員が出席し、出席した正会員の議決権の過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、特別議決として、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

- (1) 入会の基準ならびに会費の金額
- (2) 正会員の入会の承認
- (3) 会員の除名
- (4) 監事の解任
- (5) 定款の変更
- (6) 解散
- (7) 公益目的事業を行うために不可欠な特定の財産の処分
- (8) その他法令で定めた事項

(代理)

第18条 社員総会に出席できない正会員は、他の正会員を代理人として議決権の行使を委任することができる。この場合においては、当該正会員又は代理人は、代理権を証明する書類を当法人に提出しなければならない。

(議事録)

第19条 社員総会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成し、社員総会の日から10年間、主たる事務所に備え置く。

第4章 役員等

(役員の設置等)

第20条 当法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事 3名以上
- (2) 監事 1名以上

2 理事のうち、1名を代表理事とし、代表理事をもって理事長とする。

また、必要な人数を副理事長、常務理事、理事事務局長等とすることができる。

理事は、社員外（賛助会員を含む）からも選出できる。ただし、社員からの選出を過半数以上とする。監事が2名以上の場合、互選で代表監事を選出する。

(選任等)

第21条 理事及び監事は、社員総会の決議によって選任する。

2 理事長、副理事長及び常務理事、理事事務局長等は、理事会の決議によって理事の中から定める。

(理事の職務権限)

第22条 理事長は、当法人を代表し、事業の円滑かつ着実な活動を指導する。

2 副理事長、常務理事は、理事長を補佐し、代行する。

3 事務局長等は、当法人の事業実務を執行管理、統括する。

4 事務局長は、事務実務を外部に委託することができるが、その責務を負う。

(監事の職務権限)

第23条 監事は、会計監査および必要と判断した場合、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、当法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。また、社員総会、理事会等のすべての会議へ出席し、意見を述べることができる。

(任期)

第24条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。

2 監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。

3 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

4 理事又は監事は、第20条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(解任)

第25条 役員は、社員総会の決議によって解任することができる。ただし、監事を解任する場合は、社員総会の特別議決をもって行わなければならない。

(報酬等)

第26条 役員は原則無報酬とするが、理事会等組織運営会議等への出席の場合、交通費および日当を支払うことができる。また、常勤（半常勤を含む）の役員に対しては、報酬、賞与その他の職務執行の対価として当法人から受ける財産上の利益（以下「報酬等」という。）は、社員総会の議決をもって定める。

(取引の制限)

第27条 理事が次に掲げる取引をしようとする場合は、その取引について重要な事実を開示し、理事会の承認を得なければならない。

- (1) 自己又は第三者のためにする当法人の事業の部類に属する取引
- (2) 自己又は第三者のためにする当法人との取引
- (3) 当法人がその理事の債務を保証することその他理事以外の者との間における当法人とその理事との利益が相反する取引

(責任の一部免除又は限定)

第28条 当法人は、役員的一般法人法第111条第1項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、理事会の決議によって、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として免除することができる。

第5章 理事会

(構成)

第29条 当法人は理事会を置く

2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第30条 理事会は、この定款に別に定めるもののほか、次の職務を行う。

- (1) 社員総会の日時及び場所並びに議事に付すべき事項の決定
- (2) 規則の制定、変更及び廃止に関する事項
- (3) 前各号に定めるもののほか当法人の業務執行の決定
- (4) 理事の職務の執行の監督
- (5) 理事長、副理事長及び常務理事、事務局長等の選定及び解職
- (6) 理事会は、会の日常執行に際して、理事長を責任者として運営委員会を設置することができる。運営委員会の構成は過半数を理事とする。

(招集)

第31条 理事会は、理事長が招集する。

2 理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、副理事長、常務理事、事務局長（理事）が協議を行い、理事会を招集する。

(議長)

第32条 理事会の議長は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事長がこれに当たる。

(決議)

第33条 理事会の決議は、この定款に別段の定めがある場合を除き、決議に加わることができる理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

(議事録)

第34条 理事会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成し、出席した理事及び監事は、これに署名又は記名押印する。

(理事会規則)

第35条 理事会に関する事項は、法令又はこの定款に定めるもののほか、理事会において定める理事会規則による。

第6章 基金

(基金の拠出)

第36条 当法人は、基金を引き受ける者の募集をすることができる。

2 拠出された基金の返還は、社員総会の決議により返還することができる。

但し、事業年度に係る貸借対象表上の純資産の額が基金等合計額を超える場合、その事業年度の次の事業年度に関する定時社員総会の日の前日までの期間に限り、その超過額を返還の限度額とする。

3 解散時の基金の返還の手続きについては、基金の返還を行う場所及び方法その他の必要事項を清算人において別途定めるものとする。

第7章 計算

(事業年度)

第37条 当法人の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までの年1期とする。

(事業計画及び収支予算)

第38条 当法人の事業計画及び収支予算については、毎事業年度開始日の前日までに理事長が作成し、理事会の承認を得なければならない。これを変更する場合も同様とする。

(事業報告及び決算)

第39条 当法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を経て、提示社員総会に提出し、第1号及び第2号の書類についてはその内容を報告し、第3号から第5号までの書類については、承認を得なければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 損益計算書（正味財産増減計算書）
- (5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書

2 第1項の書類のほか、監査報告書を主たる事務所に5年間備え置くとともに、定款及び社員名簿を主たる事務所に備え置くものとする。

(剰余金の分配の禁止)

第40条 当法人は、剰余金の分配をすることができない。

第8章 解 散

(解散)

第41条 当法人は、次の事由によって解散する。

- (1) 社員総会の特別決議。
- (2) 社員が欠けたとき。
- (3) 合併（合併により当法人が消滅する場合に限る。）
- (4) 破産開始の決定
- (5) その他法令で定める事由

(残余財産)

第42条 当法人が清算をする場合において有する残余財産は、社員総会の決議を経て、公益社団法人若しくは公益財団法人又は特定非営利法人（租税特別措置法第66条の11の2第3項の認定を受けたものに限る。）に贈与する。

第9章 その他

(法令の準拠)

第43条 本定款に定めのない事項は、すべて一般法人法その他の法令に従う。

附 則

(最初の事業年度)

1. 当法人の最初の事業年度は、当法人成立の日から平成27年3月31日までとする。

(設立時社員)

2. 設立時社員の氏名及び住所は、次のとおりである。

東京都八王子市松が谷2番地1-4

設立時社員 遠藤 和生

東京都中野区弥生町1丁目17番3号

設立時社員 海老澤 恵子

埼玉県さいたま市南区内谷5丁目4番14-1006号

設立時社員 若狭 良治

以上、一般社団法人日本飼料用米振興協会設立のためこの定款を作成し、設立時社員が次に記名押印する

平成26年 3月 6日

設立時社員 遠藤 和生 印(略)

設立時社員 海老澤 恵子 印(略)

設立時社員 若狭 良治 印(略)

定款変更履歴

定款認証	平成26年 3月25日	公証役場新宿で認証
定款登記	平成26年 4月 1日	東京法務局八王子支局に登記申請、受理
定款変更登記	平成26年10月16日	定款変更 主たる事務所の変更
定款変更登記	平成27年 5月25日	定款変更 理事会設置に変更
定款変更登記	平成28年 5月23日	定款変更 正式社員登録承認を社員総会から理事会に、 賛助会員登録承認を理事会から代表理事に変更

5. 事業計画と事業予算

骨子 中期計画に従い、来年度事業計画を策定する。

目 標

- 1) 飼料用米生産及び給与の本格的な拡大と定着 → 実態把握を強める
- 2) 飼料用米を給与した畜産物の一般消費者への普及と定着 → 普及啓発
- 3) 食料自給率と飼料自給率の向上 → 事業の積み上げ

事業計画

- 1) 多収穫米および飼料用米生産の本格的な拡大と定着
 - ① 調査事業等
多収穫米および飼料用米生産と保管・流通の実態把握とコスト低減策の提案
多収穫米および飼料用米の実態把握と普及定着の推進
多収穫米および飼料用米の生産、栽培技術、専用品種、助成金、検査等の実態調査
多収穫米および飼料用米の給与による畜産生産技術に関わる情報
 - ② 飼料用米検査制度の実態把握と課題整理
- 2) 飼料用米を給与した畜産物の一般消費者への普及と定着
 - ① 情報広報活動の推進（先進事例のネットワークの構築）
飼料用米普及へ向けての経験交流、意見交換討論集会の開催
第2回 全国飼料用米普及推進交流集会の開催（2016年2～3月を別途）
（通算第9回 飼料用米を活かす日本型循環畜産推進交流集会）
先進事例の見学会、セミナーの開催 → 高秀牧場見学ツアーとセミナーの実施
→ 飼料用米 田植え、生育、刈り取り実践セミナー
 - ② 耕畜連携による循環型畜産の構築
畜糞堆肥の有効活用、食物残渣の利用・エコフィードの調査と普及
→ エコフィードの実態調査、見学ツアーセミナー等
- 3) 食料自給率（力）と飼料自給率（力）の向上
 - ① 循環型畜産を普及、定着させる活動
大学、研究機関等による飼料用米の肥培管理、給与方法などの研究成果の活用
多収穫米および飼料用米などの低経費生産の実践事例の把握と分析
 - ② 農政に対する提言の推進 → 部会を設置して検討を加える。
飼料用米および多収穫米の普及定着に向けた関係機関への提言
飼料用米交付金制度の継続と運用改善への提言
 - ③ 消費者、生産者、配合飼料メーカー、流通業者、関連事業界及び行政への情報発信の強化

事業計画

飼料用米を活かす日本型循環畜産畜産推進交流集会

～飼料用米普及のためのシンポジウム2017～ の開催。

2017年3月17日（金）11：00～17：00

東京大学弥生キャンパス弥生講堂 一条ホール、ロビー（展示）1階会議室（試食）

事業計画

見学ツアー等の開催。

飼料用米の作付け【田植え】体験ツアー （2016年5月20日） 東京農業大学棚沢圃場

飼料用米の作況状況の視察 （2016年10月頃） 東京農業大学棚沢圃場

順次、循環型運営牧場、飼料用米作付、給餌事例などをセミナーと併せて開催する

研究委託事業 飼料用米新品種の開発研究委託研究事業の実施（2016年度）

事業計画 飼料用米に関心の高い報道記者の育成 記者懇談会の開催

事業計画 相談事業の追究 → 飼料用米の新規開発への協力

事業計画 組織拡大。 → 生協、企業、団体に向けての働きかけを行う

事業計画 農文協などとの提携を強化し、情報の発信拡大、ホームページなど情報発信の充実を図る。相談事業の追究に関わって、新開発種子の試験植え付け等の事業について、前向きに検討を進める。